

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員の子どもたちの健やかな成長のために、男性職員も女性職員も、全職員が互いに支えあい、職場全員で支援を行っていくことが重要である。

今後、子育て支援制度の充実を図るとともにその周知徹底にも注力することで、職員が安心して子育てができる環境を整える。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日

2. 内容

目標：育児休業の男性取得を1名以上とする。

<対策>

●育児休業を取得しやすい環境を整備する。

【令和4年4月～】

- ・職員が利用しやすいよう相談窓口を設ける。
- ・配偶者の出産を申し出た職員に対して、個別に育児休業の説明を行う。
- ・職員を対象とした研修または社内報などにより意識改革を図る。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

当協会において直近5年間で採用した正職員に占める女性の割合は60%(9名/15名)であり、職員に占める女性の割合は増加している。

今後、女性職員がその個性や価値観を活かし、キャリア形成を図ることができる環境を整えることが重要課題であるとする。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日

2. 内容

目標：管理職に占める女性労働者の割合を19%以上とする。

<対策>

●研修を実施し、キャリア形成の後押しをする。

【令和4年4月～】

・「女性職員のためのワーク&ライフキャリア講座」や「女性職員活躍推進講座」などの外部研修へ積極参加し、女性職員のキャリア形成に対する理解を深める。